

看護部門調査実施要領

1 目的

本調査は、看護施策を展開するための基礎資料とするとともに、職場の看護に対する意識の向上及び病院現状認識、改善等に繋げ、看護職員の確保と質の向上を図る。

2 対象施設

医療監視を行うすべての病院

3 実施期間

当該年度の3月末まで（医療監視と同日に実施）

4 実施主体

山口県

※調査票等の配布・回収、看護部門の長へのヒアリング等は、健康福祉センター及び下関市立下関保健所（以下「保健所等」という。）が実施

5 実施方法

- 保健所等は、看護部門調査票及び病院看護機能評価表（以下「調査票等」という。）を対象施設に配布する。
- 対象施設の看護部門の長は、調査票等に必要事項を記入し、保健所等が定める期日までに保健所等へ提出する。
- 保健所等は、調査票等の内容を確認し、調査当日に看護部門の長にヒアリングを行い、必要に応じて助言を行う。
- 保健所等は、次年度の4月末までに調査票等を県医療政策課宛て提出する。

6 その他

本調査は、看護師等の人材確保の促進に関する法律第4条第4項及び第8条に基づき実施し、山口県が行う看護職員確保対策に活用する。